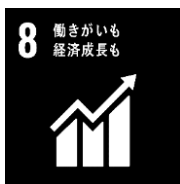


## 農業生産資材費高騰対策事業及び 畜産飼料価格高騰対策事業について

世界情勢の影響などによる農業生産資材費及び畜産飼料費の高騰により経済的な影響を受けている市内農家の負担軽減を図るため各費用の一部を補助します

- 申請期間 農業生産資材費高騰対策事業補助金  
・令和8年7月13日（月）～令和8年9月30日（水）  
畜産飼料価格高騰対策事業補助金  
・令和8年5月27日（水）～令和8年7月31日（金）（対象となる全畜産農家に対し通知済み）
- 申請場所 農林振興課（電話0277-32-4134）
- 対象者 農業生産資材費高騰対策事業補助金  
・市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する法人であり、販売農家で農業所得が他の所得を上回る者、または、農業所得が下回っていても農業を主としていることが証明できる者  
畜産飼料価格高騰対策事業補助金  
・市内に農場を有する畜産農家
- 補助額 農業生産資材費高騰対策事業補助金  
・令和6年分の確定申告又は決算報告した農業生産資材費（消費税を除く）に8%を乗じた額（個人上限10万円、法人上限15万円）  
畜産飼料価格高騰対策事業補助金  
・令和6年分の確定申告書又は決算書にある飼料費（配合飼料）に5%を乗じた額（上限100万円）



【問い合わせ】  
産業経済部農林振興農業振興係  
担当 岡部  
TEL 0277-32-4134（内線1618）